

生活単元学習

「税金について」

氏名()

○動画を視聴して以下の空欄を埋めてみよう。分からない時には調べてみよう。

憲法第30条 ()の義務

国民は、法律の定めるところにより、()の義務を負ふ。

日本の税金は()種類以上ある。

- ・()…給料にかかる税
- ・()…会社などにかかる税
- ・()…財産にかかる税
- ・()…車にかかる税
- ・()…サービスや物にかかる税 等々

所得税は、使い道が(減茶苦茶・自由)な一般財源。

- ・国会議員や公務員の給料
- ・水道や道路などの整備
- ・教科書(小学校・中学校)

()の使い道

- ・介護施設・保育所などの整備・建設
- ・職員の待遇改善

フィンランドでは、消費税が()%かかっているが、

小学校から大学院まで学費が無料で、高齢者の家賃の約8割を国が負担している。

○調べて解いてみ YO!!

①日本の消費税は現在()%である。

②所得税は収入によって払う額が変わってくる。これをなんというか？

()

③インフラには水道、道路以外に何があるか？2つ以上調べてみよう。

()